

至誠館大学学生の懲戒の手続きに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、至誠館大学学則（以下「学則」という。）第39条に規定する懲戒について、その手続きに必要な事項を定めるものとする。

(諮問)

第2条 学長は、学則第39条第1項に該当すると認められる事実が発生したときは、その懲戒について、学生委員会に諮問するものとする。

(処分案の作成)

第3条 学生委員会は、前条に掲げる事実について調査し、処分案に理由及び調査した事項を添付して、学長に答申するものとする。

2 調査に当たっては、本人に弁明の機会を与えなければならない。

ただし、本人から弁明を得ることができない場合又は弁明させる必要がないと認められる場合は、これに代わる措置を講じるものとする。

(処分案の審議)

第4条 処分案は、懲戒審査会議（以下「審査会議」という。）の議を経て、学長が決定する。

(処分の通知)

第5条 懲戒処分は、文書により通知するものとし、その交付は学生部長に委任する。

2 懲戒処分を学内に告示することについては、学長が決定する。

3 学生部長は、懲戒処分書を速やかに本人に直接手交しなければならない。

ただし、本人に手交できない場合は、保護者に手交するものとし、手交が不可能なときは、本人又は保護者に連絡のうえ、配達証明される郵送手段による送付に代えることができる。

(不服申立て)

第6条 懲戒処分を受けた学生が、当該処分に対して事実誤認、新事実の発見及び、その他正当と認められる理由により異議があるときは、文書により学長に不服申立てを行うことができる。

(再審査)

第7条 学長は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに審査会議の議を経て、再審査の可否を学生委員会に諮問する。

2 再審査にかかる措置案の作成、学長への答申、措置案の審議及び再審査に基づく申立て学生に対する通知の手続き等は、第3条第1項及び第2項、第4条並びに第5条第1項、第2項及び第3項を準用する。

(審査会議)

第8条 審査会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学長

- (2) 学部長
 - (3) 学科長
 - (4) 教務部長
 - (5) 学生部長
 - (6) 附属図書館長
 - (7) 事務局長
- 2 学長は、会議を招集し、その議長となる。
 - 3 議長は、必要に応じ委員以外の職員を会議に出席させることができる。
ただし、議決に加わることはできない。
 - 4 議長が必要と認めたときは、学生委員会と合同の会議を開くことができる。
 - 5 議長は、学務課長に議事録を作成させる。

附 則

この内規は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

制定	平成 1 4 年	5 月 2 9 日	(制定)
改正	平成 1 5 年	4 月 1 日	(第 1 回改正)
	平成 1 9 年	4 月 1 日	(第 2 回改正)
	平成 2 6 年	4 月 1 日	(第 3 回改正)
	平成 2 7 年	4 月 1 日	(第 4 回改正)
	平成 3 1 年	4 月 1 日	(第 5 回改正)